

北海道告示第10659号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月25日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 消費・安全対策事業 農畜水産物の安全性の向上、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止及び地域での食育の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>				<p>農政第2号様式 (畜産振興総合対策事業(地域衛生管理体制整備事業)のうち整備事業にあつては農政第178号様式、植物防疫推進事業(ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業)にあつては農政第192号様式とする。)</p> <p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 (畜産振興総合対策事業(地域衛生管理体制整備事業)のうち整備事業にあつては農政第178号様式、植物防疫推進事業(ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業)にあつては農政第192号様式とする。)</p> <p>農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては別記5のとおり)</p>	<p>総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	

(1)畜産振興総合対策事業 (地域衛生管理体制整備事業)		市町村、農業協同組合、自衛防疫の推進等 家畜衛生の向上を目的とする団体等が地域衛生管理体制整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内					
ア 推進事業	市町村 農業協同組合 農事組合法人 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 自衛防疫の推進等 家畜衛生の向上を目的とする団体 知事が農林水産省 北海道農政事務所 長と協議して適当と認める団体 生産者の組織する団体							
イ 整備事業	別記1のとおり							
(2)農業生産資材安全使用等 総合推進事業（ヘパタクロル 残留等対策事業・農薬適正使用 推進事業）	別記2のとおり	市町村、農業協同組合等がヘパタクロル残留等対策事業及び農薬適正使用推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内					
(3)植物防疫推進事業（ジャガイモシロシストセンチュウ 緊急防除対策事業）	市町村（植物防疫法第19条第2項の規定に基づく協力指示書の交付を受けた場合に限る。）	市町村がジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内					

<p>(4)地域での食育の推進事業</p>	<p>市町村 農林漁業者の組織する団体 商工業者の組織する団体 第三セクター 民間事業者 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人 企業組合 事業協同組合 消費生活協同組合 特殊法人 認可法人 公社 独立行政法人 知事が農林水産省 北海道農政事務所 長と協議の上、特に認める団体</p>							
<p>ア 一般事業</p>		<p>市町村、農林漁業者の組織する団体等が地域での食育の推進事業を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 食育推進検討会の開催に要する経費 (2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催に要する経費 (3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進に要する経費 (4) 食文化の保護・継承のための取組支援に要する経費 (5) 農林漁業体験の機会の提供に要する経費 (6) 和食給食の普及に要する経費 (7) 学校給食における地場産物等活用の促進に要する経費 (8) 共食の場における食育活動に要する経費 (9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組に要する経費 (10) 食品ロスの削減に向けた取組に要する経費</p>	<p>2分の1以内（補助額の上限は別記3のとおりとする。）</p>					

	イ 補正事業	<p>市町村、農林漁業者の組織する団体等が地域での食育の推進事業を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 地域での食育の取組</p> <p>ア 共食の場における食育活動に要する経費</p> <p>イ 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援に要する経費</p> <p>ウ 農林漁業体験の機会の提供に要する経費</p> <p>(2) 学校における食育の取組</p> <p>ア 学校給食における地場農産物等活用の促進に要する経費</p> <p>イ 和食給食の普及に要する経費</p> <p>ウ 農林漁業体験の機会の提供に要する経費</p>	定額（補助額の上限は別記4のとおりとする。）					
--	--------	--	------------------------	--	--	--	--	--